

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

盆期間のお知らせ

◆救急医療はこちらの病院へ

●受診のときに持っていくもの

健康保険証、医療証（ひとり親・子ども・障害者）、または診療依頼書（生活保護世帯）、普段飲んでいる薬（おくすり手帳）。乳幼児の場合は追加で、母子健康手帳、紙おむつ、哺乳瓶、タオルなど

●内科と小児科

▽とき 8月16日（日）午前9時～正午（午前11時30分まで受け付け）、午後1時～5時（午後4時30分まで受け付け）

▽ところ 遠賀中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎 おんが病院内 ☎282局9919）

※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせてください。

●歯科

▽とき 午前10時～午後5時

※受診時は事前に電話で問い合わせ

せてください。

■8月13日（日）・鶴田歯科医院（水巻町二西 ☎202局5256）

■8月14日（金）・ひだか歯科医院（水巻町吉田西 ☎201局5200）

■8月15日（土）・岸本歯科医院（岡垣町海老津駅前 ☎283局0648）

●電話による問い合わせ制度

夜間の急な病気などに適切な助言を行います。

▽とき 平日・土曜日 午後6時～10時、日曜日・祝日 午後5時～10時

▽電話番号 ☎282局9919

●救急車？病院？迷ったら！

#7119

看護師がアドバイスします。また、最寄りの医療機関の案内も行います。

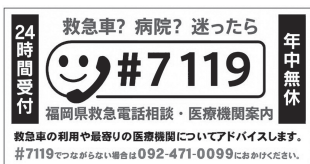
▽とき 24時間年中無休

▽電話番号 ☎#7119または☎#092-471局0099

●小児救急医療電話相談

子どもが急な病気やケガで心配なとき、相談してください。

▽とき 平日 午後7時～翌朝7時、土曜日 正午～翌朝7時、日曜日 午前7時～翌朝7時



▽電話番号 ☎#8000または☎662局6700

●Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた適切な対応が表示されます。事前にダウンロードしておくことで安心です。

アプリのダウンロード



ホームページ

ホームページ



ので、確認してください。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223局3533）

◆バスの運行ダイヤ

8月13日（日）～15日（土）

●芦屋タウンバス 全土休日ダイヤで運行

●町内巡回バス 全土休日ダイヤで運行

●北九州市営バス 休日ダイヤで運行

▽問い合わせ 芦屋タウンバス・町内巡回バス 地域振興・交通係（☎223局3539）

●北九州市営バス 北九州市交通局向田営業所（☎691局0131）



子育て・福祉

日本脳炎2期の予防接種を受けましょう

日本脳炎は、ウイルスを持った蚊に刺されることで感染します。9歳未満の人は日本脳炎第2期（1回接種）の対象者であり、標準的な接種年齢は9歳です。



乳幼児期に受けた日本脳炎第1期（初回2回接種＋追加1回接種の計3回接種）の続きで、免疫をつける上でとても大切な接種です。接種が済んでいない人は予防接種を受け、免疫をつけましょう。

今すぐ、手元の母子手帳の確認をしてください。未接種の場合は接種しましょう。

※平成19年4月2日～21年10月1日に生まれた人で、22年3月31日までに第1期の接種が終わっていない人は、生後6～90カ月の間だけでなく、9～12歳の間にも第1期を接種できます。接種が完了していない人は、医師と相談の上、不足分を接種するようにしましょう。不明な点があれば、健康づくり係へ問い合わせてください。

▽接種できる町内の医療機関

●柿木医院（☎223局0027）

●須子医院（☎223局0126）

●花美坂クリニック（☎223局2500）

※このほか、福岡県内の予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。

必ず医療機関に予約してください。なお、保護者以外が同伴する場合は、委任状が必要です。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223局3533）

「認知症介護者の集い」に参加しませんか

認知症の介護は戸惑いが多く、「今の介護の仕方ではないのか不安」「自分のしたいことができない」「いら立つ気持ちが抑えられない」など介護をした人にしかわからない気持ちがあると思います。同じ経験を持つ皆さんが集まり、よりよい介護ができるように「認知症介護者の集い」を行います。

▽とき 8月29日（土）午前10時～11時30分

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 認知症の人を介護している人や経験者

▽内容 座談会を中心とした情報交換・知識の習得

▽参加費 無料

▽定員 10人

▽申し込み 8月24日（土）までに高齢者支援係（☎223局3533）へ

※筆記用具を持ってくるください。

はいかい高齢者等SOSネットワークシステムに登録を

遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークシステムは、折尾警察署と遠賀郡4町、中間市の関係機関などが連携をとり、はいかい高齢者をすみやかに保護できるようにする仕組みです。

はいかいの恐れ

のある高齢者の情報を警察に登録し、行方不明になった時などに、必要な情報を捜索団体になどに提供することにより、早期発見、保護につながります。

▽対象 はいかい行動が心配される認知症高齢者など

▽利用者負担 無料

▽利用手続き 役場または折尾警察署に登録者の顔写真を貼った登録カードを提出してください。

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223局3536）



子どもの人権110番

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
8月28日（金）～9月3日（木）

いじめ、体罰、不登校や虐待など子どもに関する人権問題の相談を受け付ける相談電話を設置します。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、気軽に電話してください。

★子どもの人権110番専用電話

☎0120-007-110（福岡・無料）

▷日時 8月28日（金）、31日（日）～9月3日（木）・午前8時30分～午後7時、8月29日（土）、30日（日）・午前10時～午後5時

※強化週間以外でも平日の午前8時30分～午後5時15分（時間外と土日祝日は留守番電話対応）に受け付けています。

▷問い合わせ 福岡法務局北九州支局（☎561局3542）



相談

人権生活相談

毎月2回の定例相談のほかに、随時相談を受けています。

◎8月6日(木)＝橋本求相談員

◎8月20日(木)＝土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館

▽相談内容 人権に関することや生活、就職、進学相談など

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎223局3203)

◎土肥相談員(高浜町21番18号 ☎222局0044)

無料法律相談

▽とき 8月18日(火)・

午後1時30分から

▽ところ 役場4階会議室

▽定員 7人(先着順)



▽申し込み 8月4日(火)から庶務係(☎223局3572)へ

※一人あたりの面談時間は約20分です。遅れるときや相談の取り

消しをする場合は、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じ、契約書などの関係書類(写しでも可)を持ってくる。

経営課題解決サポート事業を開始します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業経営を行う上でさまざまな問題や、売上確保のための新たな事業スタイルへの転換が必要視されています。それぞれの会社が抱える新型コロナウイルス対策や、経営上の課題解決のため専門家を交えたサポート事業を開始しました。

相談は個別に行われ、左記内容により受け付けします。

▽相談内容 経営全般、借入・資金繰り、税務、雇用・労働、創業補助金(持続化補助金・創業補助金など)

※相談内容により各種申請サポートと一部の受け付けを行います

が、交付決定の機関ではありません。

▽面談時間・費用 90分程度・無料(原則1回まで)

▽申し込み・問い合わせ 経営相談申込書に必要事項を記入の上、芦屋町商工会(☎222局211

1)へ提出
※相談日は後日調整します。

身体障がい者の補装具巡回相談

予約制のため時間は予約後に別途お知らせします。

▽とき 9月15日(火)・午前10時～

正午(午前9時30分～11時30分

受け付け)

※予約者が20人を超える場合は午後の相談も行います。

▽ところ 中間市地域交流センター(中間市大字垣生)

▽対象 身体障害者手帳を持ち、肢体不自由の補装具の支給や修理を希望する人

※身体障がい者本人の来場が必要です(聴覚や視覚などは対象になりません)。

▽相談内容 補装具の支給・再支給・修理の相談や判定

※ただし、車いすや電動車いす、

座位保持装置、重度障害者意思伝達装置は対象外です。

▽持ってくるもの 身体障害者手帳・印かん・今持っている補装具(再支給・修理の場合)

▽申し込み・問い合わせ 8月3日(月)～21日(金)に障がい者・生活

支援係(☎223局3530)へ

※申し込み時、聞き取り調査を行

います。本人が、事情の詳しい人が申し込んでください。

※巡回相談時には、マスクを着けてください。

※事前予約していない人や発熱など体調不良の人は、相談できません。

※直接判定が必要な義肢は、今年度に限り書類でも申請できます。詳細は障がい者・生活支援係へ問い合わせてください。

無料セカンドオピニオン相談

今かかっている

病院での診断や治療に関してよく

理解できなかったり、何か疑問があり、何か疑問があ

り安心して治療を受けることができない

なったり、どこで治療を受けたい

のか迷ったりする場合などの相談窓口として、セカンドオピニオン無料相談を行っています。

▽とき 予約制・午後1時30分から(約30分)

▽ところ 遠賀中間医師会おなが病院(担当医師・杉町圭蔵統括院長)

▽内容 主にがんの診断や治療・手術に関する患者本人の相談。また、家族だけの場合や紹介状



がない場合も相談に応じます。

▽持っているもの 紹介状や検査結果(ある場合)・健康保険証など

▽予約方法 電話(281局2810)またはメール(secondop@onga-hp.jp)でおんが病院総務米倉へ

募集

会計年度任用職員募集

1 総合体育館等清掃・事務補助員(障がい者対象)

▽任期 9月1日(火)～令和3年3月31日(木)

▽募集人数 2人

▽業務内容 総合体育館等社会体育施設の清掃・管理・受け付けなど

▽勤務時間 午後1時30分～8時30分(休憩1時間)

▽勤務形態 月15日程度(交代勤務)

▽報酬 月額5386円

▽保険 雇用保険あり

▽採用条件 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳)を交付されている人で、普通自動車運転免許証を持っている人

▽申し込み期限 8月17日(木)

2 町民会館管理員

▽任期 9月7日(木)～令和3年3

月31日(木)

▽募集人数 ①昼・3人、②夜・2人

▽業務内容 町民会館の管理・運営、受付及び集計事務など

▽勤務時間 ①午前8時30分～午後5時(休憩1時間)、②午後5時～10時

▽勤務形態 ①月10日程度(交代勤務)、②月15日程度(交代勤務)

▽報酬 ①月額6732円、②月額4488円

▽保険 なし

▽採用条件 ①パソコン操作ができる人、②なし

▽申し込み期限 8月12日(木)

【共通項目】

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み・問い合わせ 申込書に必要事項を記入の上、各期限日までに人事係(☎223局3574)へ提出

※**1**に申し込む際は障害者手帳の写し(名前、写真、番号、等級などが記載されているページ)が必要です。

※申込書は総務課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募で

きません。

※会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定(守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など)が原則適用となります。

自衛官募集

1 自衛官候補生

▽申し込み期限 9月10日(木)まで

▽受験資格 18歳以上33歳未満の日本国籍の人

▽試験日程

【筆記試験】

▽とき 9月19日(土)～20日(日)のうち1日

【口述身体検査】

▽とき 9月23日(水)～28日(月)のうち1日

2 自衛官一般曹候補生

▽申し込み期限 9月10日(木)まで

▽受験資格 18歳以上33歳未満の日本国籍の人

▽試験日程

【筆記試験】

▽とき 9月19日(土)～20日(日)のうち1日

【第2次試験】

▽とき 10月9日(金)～14日(木)のうち1日

【共通項目】

▽試験・検査会場 陸上自衛隊小

倉駐屯地(小倉南区北方)

▽申し込み 自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所(航空自衛隊芦屋基地内 ☎223局0981)

遠賀郡消防職員募集

▽募集人数 消防士1人程度

▽試験日 10月18日(日)

▽試験会場 遠賀郡消防本部(遠賀町大字広渡)

▽受験資格 ①平成8年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人で、日本国籍を有する人。地方公務員法第16条に該当しない人 ②消防士として職務遂行に必要な身体的条件を有する人

▽申し込み期間 8月17日(木)～9月15日(火)・遠賀郡消防本部総務課庶務係へ持参か郵送

※土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

▽申込書の配布場所 遠賀郡消防本部、芦屋分署、岡垣出張所、遠賀・中間地域広域行政事務組合総務課

※遠賀郡消防本部のホームページからもダウンロードできます。

▽問い合わせ 遠賀郡消防本部総務課(☎293局8123)



募集

緑ヶ丘・新緑ヶ丘団地の入居者募集(単身・世帯向け)

▽募集団地 緑ヶ丘団地Ⅱ単身向け(2戸)、新緑ヶ丘団地Ⅱ世帯向け(8戸)

▽応募資格 応募時点で町内に住民票のある世帯または町内勤務者のいる世帯。単身向け住宅は、追加で基準有り

※収入要件など、詳しくは、環境住宅課窓口で配布する募集案内を確認してください。

※応募多数の場合は抽せん

▽入居時期 10月中旬以降を予定

▽申し込み 8月3日(金)18日(金)

※所得制限外住宅に住んでいる人でも、要件を満たす場合は申し込みできます。

▽問い合わせ 住宅係(☎2223局3540)

移住支援金の支給対象法人を募集

福岡県では、東京23区(在住者または通勤者)から福岡県内に移住し、福岡県が移住支援事業の対象とする中小企業などに新規就業した人に対して、移住支援金を支給する移住支援事業を行っています。

当事業の対象法人に登録を希望する企業を募集しています。

登録の対象となる企業などの要件や掲載方法は、福岡県移住・就業マッチングサイト(<https://fukuokaken-iju.jp>)を確認してください。

▽問い合わせ 福岡県移住・就業マッチングサイト運営事務局(受託事業者)株式会社アソウ・ヒューマニーセンター(☎092733局8293)

住民参画推進会議委員を募集

芦屋町住民参画まちづくり条例の発展

的見直しや、住民参画に関する状況などを審議・検討する住民参画推進会議の委員を募集します。



▽募集人数 2人程度

▽任期 9月30日(令和6年9月29日)(4年間)

▽応募資格 令和2年8月1日現在で、次の要件を満たす人

- 町内に住んでいるか勤務している20歳以上の人
- 町議会議員、芦屋町のほかの審議会委員、芦屋町職員でない人
- 平日に行う会議(1回2時間、年2回程度)に出席できる人

▽応募方法 申込書に必要事項を記入して8月31日(金)まで(必着)

に、持参・郵送(〒807-1019芦屋町役場企画政策課企画係)、ファクス(223局3927)・電子メール(kikaku@town.ashiyagi.jp)を提出してください。

※申込書は、企画政策課窓口で配布、または町のホームページからダウンロードできます。

▽選考方法 提出された申込書に基づいて選考し、結果は個別に文書でお知らせします。

▽問い合わせ 企画係(☎223局3570)

ITサポート養成講習会受講者募集

移動が困難で

在宅などしている人たちに、パソコンなどの情報機器の利用を支援するパソコンボランティア(ITサポート)の養成講習会を行います。



▽とき 8月27日(金)、9月1日(火)、10日(金)、15日(火)、24日(金)・午前10時30分～午後3時30分

▽ところ 福岡県総合福祉センター

1クローバープラザ内研修室(春日市原町)

▽内容 障がい者を対象にしたパソコン操作のサポートができるよう、パソコンの知識を学びます

▽対象 自宅にパソコンがある人で、養成講習会終了後にパソコンボランティアとして活動できる人

▽受講料 無料

▽申し込み 公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会(☎0927584局6067)

※募集要項の案内は、福祉課窓口にあります。

お知らせ

防災無線の訓練放送

▽とき 8月5日(金)・午前11時ごろ

▽内容 Jアラートを活用した全国一斉の情報伝達訓練が行われます。芦屋町では、防災行政無線による訓練放送(屋外スピーカー)が流れます。

【放送内容】♪上りチャイム音♪「これは、Jアラートのテストです」×3回「こちらは、芦屋町です」♪下りチャイム音♪

▽問い合わせ 庶務係(☎223局3572)

マイナンバーカード休日窓口

平日、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために次の日程で休日窓口を開設します。マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を取得できます。



▽とき 8月22日(土)、9月13日(日)・午前8時30分～正午

▽ところ 住民課窓口

▽持ってくるもの

【申請】 申請書（ない場合は役場で交付）、申請書貼付写真（写真がない場合は、申請時に無料で撮影）、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

【受け取り】 交付通知書、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※受け付けは本人のみです。

※住民票などの証明書の発行は行いません。

▽問い合わせ 住民係（☎2223局3531）

防犯カメラを設置する人に補助を行っています

町内の犯罪に対する抑制力の向上や安全・安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置した人にに対し設置に必要な経費を補助します。



▽対象 建物の所有者または所有者の同意を得た人で、町税などの滞納がない人

▽設置基準 ①建物の屋外への設置に限る（録画機能付きドアホンは除く）②不必要な個人の映像を撮影しないように撮影範囲に注意する ③町内業者からの購入または町内業者による設置工事などに限る

▽補助対象経費 カメラと画像データ保存装置など防犯カメラと一緒に機能する機器とその設置工事費。

※維持管理費や画像データを保存するためのパソコンなどは対象外です。

▽補助額 5万円を限度として、補助対象経費の2分の1の額

補助対象経費の2分の1の額

▽申し込み・問い合わせ 地域振興・交通係（☎2223局3536）

※事前申請が必要です。申請前に工事に着手した場合は補助の対象となりませんので注意してください。

ださい。

メジロを愛玩目的で捕獲、飼養してはいけません

メジロなどの野鳥を愛玩目的で捕獲、飼養することは鳥獣保護管理法で禁止されています。



平成23年度までに飼養登録されたメジロ1羽に関しては、その個体に限り引き続き飼うことができますが、毎年、市町村長の飼養登録の更新が必要です。また、飼養登録されたメジロには個体識別のために足環の装着が義務付けられています。

野鳥を違法に捕獲、飼養した場合は、鳥獣保護管理法により罰則に処せられる場合があります。

福岡県では、警察と連携して取り締まりを行っています。違反者を発見した場合は、福岡県環境部に連絡をしてください。

▽問い合わせ 福岡県環境部自然環境課野生生物係（☎へ092へ643局3367）

※福岡県のホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mejiro-ihouhokaku.html>

www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mejiro-ihouhokaku.html

コミュニティ助成事業を活用しませんか

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業として、自治区やボランティア団体などが行う活動に対して助成を行うものです。令和3年度の助成団体の募集が行われますので、希望する団体は、役場企画政策課に事前の相談をお願いします。

▽対象となる団体 自治防犯組合、自主防災組織、青少年健全育成団体などの各種団体

▽①一般コミュニティ助成事業 地域で行う行事や公民館活動・団体の活動に必要な備品や設備を整備する費用（助成額は最大250万円）

②青少年健全育成助成事業 親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動（教室や講座、講演会、講師謝金や施設使用料など）の費用（助成額は最大100万円）

▽事前相談 8月31日(木)までに企画係（☎2223局3570）へ

※事業の条件や実施内容などには、さまざまな条件があります。



お知らせ

事業者の皆さん、給付金の申請は済んでいますか

芦屋町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所（者）を支援するため、「事業所事業継続支援給付金」、「飲食店等家賃支援給付金」、「農業漁業者事業継続支援給付金」を給付しています。

各給付金の申請期限は、8月31日です。詳しくは、町のホームページで確認するか、各担当係に問い合わせてください。

▽問い合わせ 「事業所事業継続支援給付金」「飲食店等家賃支援給付金」に関すること⇨商工観光係（☎2223局3542）
「農業漁業者事業継続支援給付金」に関すること⇨農林水産係（☎2223局3544）

甲種防火管理新規講習

▽とき 9月2日（水）、3日（木）
▽ところ 遠賀郡消防本部4階（遠賀町広渡）
▽参加費 3920円（テキスト代、修了証代含む）
▽申し込み 8月3日（金）～9月1日（火）

（※）までに、遠賀郡消防本部予防課窓口、郵送（〒811-4302 遠賀町広渡1639番地）またはメール（old-shidou@ongai.jp）で提出

▽問い合わせ 遠賀郡消防本部予防課（☎293局8125）

町内一斉清掃を行います

地域を美しくする清掃活動に皆さんの協力をお願いします。

▽とき 9月6日（土）午前8時～9時（延期日13日（日））

※雨天延期の確認は午前7時30分以降に、各自治区長または環境・公園係に電話で問い合わせてください。

※ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、草類に分けて収集し、指定されたごみ集積所に集めてください。

※燃えるごみと草類は混ぜないでください。

※家庭ごみは出さないでください。

▽問い合わせ 環境・公園係（☎223局3538）

八朔の節句

～記念写真をプレゼント～

9月1日は、国選択無形民俗文化財「八朔の節句」です。今年も

八朔の馬やダゴビーナを飾って初節句を祝う家庭を対象に、プロのカメラマンが伺い、記念写真を撮り、プレゼントします。

※撮影の日は、カメラマンから連絡します。

▽申し込み 8月4日（水）～18日（金）午前9時～午後5時に、芦屋歴史の里（☎222局2555）へ
※月曜日は休館です（月曜日が祝日の場合はその翌日が休館）。

ハロー！Baby教室に参加してみませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。

▽とき 8月23日（土）午前9時15分～午後0時30分ごろ（9時から受け付け）

▽ところ 中央公民館4階（和室）
▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方（実習）、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 8月19日（水）までに、

健康づくり係（☎223局3533）へ

ギャラリーあしや特別展作品募集 あしやナーレくみんなの個展

ギャラリーあしやでは、12月に開催予定の「あしやナーレくみんなの個展」で展示を希望するアーティストたちの作品を募集します。

▽申し込み 8月4日（水）～10月18日（土）午前9時～午後5時に、中央公民館3階事務室（☎222局1681）へ
※月曜日は休館です。

ギャラリーあしやワークショップ ステンドグラス風アート講座

▽とき 8月29日（土）午後2時～4時

▽ところ 中央公民館2階

▽内容 クリア素材に好きな絵を描き、ステンドグラス風のイラストを作成するワークショップです。とても簡単なので、小さな子どもから大人まで楽しめます。

▽対象 5歳以上（未就学児は保護者同伴）

▽定員 15人（先着順）

▽参加費 100円（材料代）

▽申し込み 8月4日（水）～27日（金）午前9時～午後5時に、中央公民館（☎222局1681）へ
※月曜日は休館です。

高齢者運転免許証返納者支援



免許返納

運転免許証を返納した人だけでなく、更新をせずに平成 28 年 4 月以降に失効となった人も対象です。

高齢のドライバーによる交通事故の増加に歯止めをかけるため、運転に自信がなくなった、または運転する機会が少なくなった高齢者が、運転免許証を自主返納しやすくなる「高齢者運転免許証返納者支援制度」があります。



▷問い合わせ

【免許返納手続き・運転経歴証明書発行】折尾警察署交通第一課（☎ 6 9 1 局 0 1 1 0）

【支援申請手続き】地域振興・交通係（☎ 2 2 3 局 3 5 3 9）

免許返納手続き

▷受付時間 平日・午前 9 時～午後 4 時

※土日祝日や年末年始は受け付けできません

▷受付場所 折尾警察署など県内の警察署または、北九州運転免許試験場（小倉南区）など県内 4 つの試験場

※交番では受け付けできません。

※本人のみ手続きができます。

▷持ってくるもの 運転免許証

※運転経歴証明書の発行を希望する人は、返納手続きとは異なるため、折尾警察署まで問い合わせてください。



支援申請手続き

▷支援内容 ①～③のいずれか 1 つです。

①芦屋タウンバス回数券（1 0 0 円券× 200 枚）

②北九州市営バス I C カード（1 万 9 6 4 0 円分）

③タクシー初乗り利用券（30 枚）

▷対象者 ①または②に該当する人で、③～⑤を満たす人

①免許証の有効期限内に、全種類の免許証を返納した

②免許証を更新せずに、失効した

③芦屋町内に住んでいる

④返納日または失効日に満 65 歳以上

⑤平成 28 年 4 月 1 日以降に運転免許証を返納または失効した

▷申し込み

地域振興・交通係（☎ 2 2 3 局 3 5 3 9）

▷持ってくるもの

返納した人（①または②のいずれか 1 つ）

①運転免許証の取消通知書（免許返納時に無料で交付されます）

②運転経歴証明書の写し（警察署または試験場で発行されます）

失効した人

運転経歴証明書の写し（警察署または試験場で発行されます）

※代理人（同一世帯の人を除く）が申請する場合、本人からの委任状・身分証明書が必要です。

お知らせ

町民会館開館と
ボランティア活動センター休止

町民会館の利用を9月10日頃から再開します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当面の間は利用の制限を行います。
また、現在、山鹿公民館へ移転しているボランティア活動センターは、町民会館への移転と再開準備のため、調査期間中は腕章と身分証を携帯した次の業者の調査

備のため、8月30日頃から9月9日頃まで休止します。
▽問い合わせ 社会教育係（☎223局3546）

住居表示台帳更新作業のため
調査員が町内を巡回します

住居表示台帳更新のため、調査を行います。調査期間中は腕章と身分証を携帯した次の業者の調査



芦屋町の夏夜空に舞う大輪の花 ～町内でサプライズ花火～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、今年の花火大会は中止となりましたが、町民の皆さんが元気になれるよう、また、医療に従事する皆さんへの敬意を表すため、8月中にサプライズ花火を打ち上げます。

3密防止の観点から打ち上げ日・場所は公表しません。自宅の庭先やベランダなどから夜空に舞う大輪の花を探してみてください。

※打ち上げは10分程度です。当日は、広報車などで皆さんにお知らせします。

▷問い合わせ 商工観光係（☎223局3542）



墓の管理者登録を忘れずに

町営墓地にある墓の管理者登録の確認を行っています。対象墓地に現在も未登録の墓があります。墓がある家族や親族で、登録しているか不明の人は問い合わせてください。
▽対象墓地 御廟所墓地（山鹿）、鶴松墓地（浜口町）
▽問い合わせ 環境・公園係（☎223局3538）



夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 8月24日・25日・26日
（日の没から午後9時ごろまでの

間（予備日8月27日・31日）
9月3日（天候不良などにより、夜間飛行訓練が実施できない状況が生じた場合は、翌日以降、順次繰り下がることになり翌週になる場合もあります（ただし、金曜日は除く）。

【救難ヘリコプター・救難捜索機】
毎週月・火曜日の日没から午後9時ごろまで行います。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室（☎223局0981内線254）

行事の延期や中止

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年行われていたイベントなどを次のとおり延期または中止します。

【延期】

●町内ソフトボール大会
延期日は未定です。

▽問い合わせ 芦屋町体育協会（☎222局0188）

【中止】

●町民チャリティゴルフ大会

▽問い合わせ 芦屋町体育協会（☎222局0188）

●敬老会

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223局3536）



芦屋歴史紀行

その二百九十一

災厄と芦屋の人々 遠賀川と洪水

7月の豪雨はまだ記憶に新しい。被災地の皆さんには、心よりお見舞い申し上げたい。テレビでは連日、線状降水帯や湿舌^{しつせう}、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報など温暖化で激化する気候の変化に対応し、耳新しい気象用語が報じられている。遠賀川は有史以前より滔々^{とうとう}と水を湛え^{たた}、縄文・弥生の野を潤し古代より文化の基層を築く恵の流れでもあり、また人々の営みを押し流す荒ぶる龍でもあった。

国破れて山河在り。敗戦の痛みも薄れかけた昭和28（1953）年

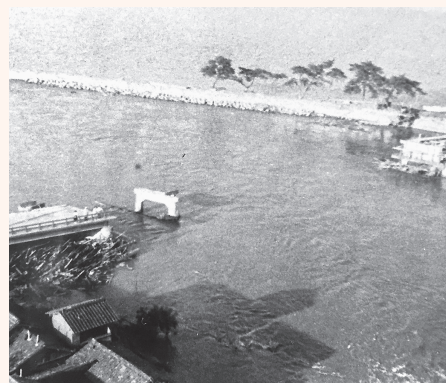


△洪水によってえぐられた西川沿岸

6月。梅雨前線が停滞し記録的な長雨となった26日、遠賀川本流の堤防が現直方市植木で180メートルにわたって決壊した。濁流は現鞍手町と遠賀町一帯の田園をのみ込み、芦屋町でも同日中に浜口など西川沿いの田畑は冠水、多くの民家が浸水・倒壊などの被害を受けた。水位はその後いったん下がりはじめたが、28日に上流でまた豪雨があったため、芦屋での水位は夜になって最高となり、加えて上流から押し流されてきた倒壊建物や電柱などが、西川と遠賀川本流の合流点である祇園橋に集中して橋げたに引っ掛かり、29日遂に橋は折れて流失した。

7月28日付「町報芦屋第三号」によれば、此の水害による町内の被害は建物の流失29戸、全壊5戸、半壊4戸、床上浸水94戸、床下浸水302戸。水田の冠水1300反^{たん}、埋没20反、畑の浸水100反、埋没30反。農作物の被害は麦455反、野菜700反とある。

水位は数日で平常に戻ったので、町の表玄関であった祇園橋は、駐留米軍の要請もあったただちに仮橋が架かった。なお、米軍はヘリコプターや救助艇を出し、また罹災者^{りさい}へ



△水害によって流失した祇園橋

の食糧・衣料の支援を行った。

視点を広げて他地域での被害状況を見てみた。この九州北部（福岡・佐賀・熊本・大分）を襲った水害には、気象庁による正式な災害名がつけられていない。熊本では「白川大水害」または「6・26水害」、北九州市では「北九州大水害」または「28水害」などさまざまな呼び方が使われている。阿蘇山麓^{こしよさん}・古処山系・背振山地を中心に総降水量が1000ミリを超える記録的な豪雨により、九州最大の河川である筑後川をはじめ遠賀川・熊本県を流れる白川など九州北部を流れる河川はほぼすべてが氾濫した。戦後最悪となる水害を引き起こし、死者・行方不明者約1000人、浸水家屋45万棟、被災者数約100万人という大災害となるものであった。

（芦屋歴史の里）

編集後記

▼戦後75年、戦争経験の取材のなかで今回紹介できなかった話があります。中学1年生の時、大分市の飛行場で毎日防空壕を作っていたという人は、アメリカ陸軍航空隊のB29が来ると林の中に隠れ、過ぎ去るのを待ち、特攻隊と激突するところを何度も目撃したそうです。また別の人は16歳の時、特攻隊になるために宮崎県の海軍飛行予科練生として厳しい訓練を受けていた最中に終戦を迎えた人や3歳の時に広島で終戦を迎えたという人などに出会い、苦しく虚しいそれぞれの話を聞かせてもらいました。「戦争は経験した人にしか分らないよ」と言われた言葉が心に刺さりました。（鍛守）

▼戦争経験者の高齢化が進む中、戦争経験者の生野篤さんから貴重な話を聞くことができました。今回、直接話を聞くことで改めて戦争の恐ろしさや虚しさを知りました。普段の平和な生活を当たり前に思い、そのありがたさに気付けなくなっている私たちがいます。過去を知り、今ある暮らしに感謝し、戦争の悲惨さと戦争経験者の思いを伝えていくことが我々のすべきことだと感じました。今回の記事で、皆さんにも同じ思いを持っていただけたとうれしいです。

（小田）